

## 国立歴史民俗博物館データベース等取扱規程

〔平成16年7月27日  
歴博規第29号〕  
最近改正 平成19年4月1日

## (目的)

第1条 この規程は、国立歴史民俗博物館（以下「博物館」という。）の教員等が作成したデータベース及びプログラムに係る権利の取扱いに関する基本事項を定め、もってデータベース及びプログラムの作成及び利用を促進し、学術研究の振興に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において「データベース」とは、文献、数値、画像、その他の情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成し、実用に供し得る条件を備えたものをいう。

2 この規程において「プログラム」とは、電子計算機を機能させて一の結果を得ることができるようにこれに対する指令を組み合わせたものとして表現したものをいう。

3 この規程において「教員等」とは、館長、教授、准教授及び助教をいう。

## (権利の帰属)

第3条 博物館の教員等がデータベース作成を直接の目的とする博物館の経費を受けて作成したデータベースに係る著作権は、博物館に帰属させるものとする。

2 博物館の教員等がデータベース作成を直接の目的とする民間等との共同研究又は受託研究により作成したデータベースに係る著作権は、博物館と共同研究の申請者又は受託研究の委託者との共有とすることができるものとする。この場合、当該著作権の持分については、双方協議のうえ適切に定めるものとする。

3 前2項の場合を除き、教員等が作成したデータベースに係る著作権は、当該教員等に帰属するものとする。

## (科学研究費補助金研究成果公開促進費に係るデータベース)

第4条 科学研究費補助金研究成果公開促進費を受けてデータベースを作成した教員等は、博物館が当該データベースを複製し、利用することを無償で許諾するものとする。

## (データベースの届出)

第5条 教員等は、第3条第1項若しくは第2項又は第4条に規定するデータベースを作成したときは、当該データベースについてデータベース作成届出書（別紙様式第1号）により速やかに館長に届け出るものとする。

2 前項の届出を行った教員等は、当該データベースについて作成者、内容等に変更又は更新があったときは、データベース変更・更新届出書（別紙様式第2号）により速やかに届け出るものとする。

## (館外者が作成に協力するデータベースの取扱)

第6条 博物館の教員等が館外者の協力を得て作成するデータベースについては、あらかじめ共同研究等のデータベースに係わる承諾書（別紙様式第3号）により当該協力者の承諾を得て、第3条又は第4条の規定により取り扱うものとする。

## (教員等に帰属するデータベースへの準用)

第7条 博物館の教員等は、第3条第3項の規定により著作権が当該教員に帰属するデータベースの取扱いについて、館長にその著作権の譲渡又は無償使用の許諾を申し出ることができるものとする。

(プログラムへの準用)

第8条 第3条、第5条、第6条及び第7条の規定（第5条及び第6条中第4条に係る部分を除く。）は、博物館の教員等の作成に係るプログラムにこれを準用する。

(審議機関)

第9条 この規程の実施に関し、必要な事項は博物館資源センター会議において審議する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。ただし、人間文化研究機構組織規程（人間文化研究機構規程第1号）について所要の改正がなされるまでの間、本規程中の「博物館資源センター」は「歴史資料センター」に読み替えるものとする。

別紙様式第1号

## データベース作成届出書

年 月 日

国立歴史民俗博物館長 殿

データベース等作成者（又は作成代表者）

所属・職名

氏名

印

国立歴史民俗博物館データベース等取扱規定第3条第1項（第2項・第4条）に規定するデータベース（プログラム）を作成したので、同規程第5条第1項に基づき、下記のとおり届け出ます。

## 記

A. データベース（プログラム）の範疇 （該当番号に○印を付する）	1. 博物館経費を受けて作成 2. 民間等との共同研究又は受託研究により作成 3. 科学研究費補助金研究成果公開促進費を受けて作成		
B. データベース（プログラム）の名称	（和・英） （略称）		
C. 作成者全員の氏名	所属	課	氏名
D. 対象分野			
E. 種類 （該当番号全てに○印を付する）	1. 文献情報データベース 2. 数値情報データベース 3. 図形・画像情報データベース 4. その他（具体的に記入）	1. バッチプログラム 2. 会話型プログラム 3. サブルーチンプログラム 4. その他（具体的に記入）	
F. データベース（プログラム）の概要、利用制限の有無等			
G. データベースの規模等 （プログラムの規模等）	文献情報の場合 の使用言語 （使用言語）	レコード数 件 （プログラム本数）	データ容量 MB （行数）
H. データベースの磁気テープ等のフォーマット （プログラムの対応機種、使用条件）			
I. 作成期間及び経費	作成期間 年～ 年	経費の総額 年度 〃	千円 〃 〃
J. 今後の変更・更新計画			

（注1）「D. 対象分野」は、科学研究費補助金の分野・細目区分を参考にして適宜記入のこと

（注2）データベース（プログラム）の説明書及び印刷例を添付すること

（注3）届出済データベース（プログラム）を変更して、別に新たなデータベース（プログラム）を作成した場合は、その経緯を明らかにした書類を添付すること

（注4）「A. データベースの範疇」が「2.」に該当する場合は、別紙様式第3号を添付すること

## 担当係使用欄

受付月日	データベース等の区分	コード	データベース名	担当者名

別紙様式第2号

データベース変更・更新届出書

年 月 日

国立歴史民俗博物館長 殿

データベース等作成者（又は作成代表者）

所属・職名

氏名

印

国立歴史民俗博物館データベース等取扱規定の規程に基づき届け出たデータベース（プログラム）を変更（更新）したので、同規程第5条第2項に基づき、下記のとおり届け出ます。

## 記

データベース等の区分		コード	
データベース等名			
作成者名（担当者名）			
変更・更新の別とその概要（不要を抹消する）	データベース・プログラム・データ（概要） 変更・更新		
変更・更新事項の内容	変更・更新事項 （届出書の区分による）	従来の内容	変更・更新後の内容
変更・更新に要した期間及び経費	変更・更新期間 経費		
今後の変更・更新計画			

（注1）データベース作成届出書（様式1号）の記載事項に変更が生じた場合は、この様式により届け出ること

（注2）届出済データベース（プログラム）を変更して新たにデータベース（プログラム）を作成した時は、データベース作成届出書（様式1号）によること

----- 担当係使用欄 -----

受付月日	データベース等の区分	コード	データベース名	担当者名	備考

別紙様式第3号

## 共同研究等のデータベースに係わる承諾書

年 月 日

国立歴史民俗博物館長 殿

住所等

氏名

印

国立歴史民俗博物館データベース等取扱規定第3条第2項に規定する下記のデータベース（プログラム）について、下記の条項により貴博物館が利用することを承諾いたしますので、同規程第6条に基づき届け出ます。

## 記

## 1. データベースの名称等

データベースの名称	
対象分野	
概要	
共同研究、受託研究の別	
契約月日及び研究名称	
データベース作成者氏名	

## 2. 利用条件等

- (1) 上記データベースを、歴博における取扱規程及び利用規程に基づく公開を目的としたデータベースとして取り扱うことを承諾する。
- (2) 上記歴博のデータベース作成者またはその指名した者が、作成者を代表する者として歴博における上記データベースの利用方法について、意見を述べることを承諾する。
- (3) 上記データベースの変更・更新は、歴博の博物館資源センター会議の議決及び館長の決裁を経て変更・更新されるものについては、これを承諾する。
- (4) その他特記事項

(注) この様式は、別紙様式第1号「データベース作成届出書」に添付すること